

カナダへの事業進出 (Japanese)

カテゴリ	質問	回答
タイミング	会社設立にはどのくらい時間がかかりますか？	必要な情報をいただいてから 24時間以内 に完了します。お手続きはすべて電子的に進め、DocuSignで署名することも可能です。お手続きができる限りスムーズかつシンプルに進むよう、弊所がサポートいたします。
カナダ在住取締役	カナダで会社を設立するには、カナダ在住の取締役が必要ですか？	いいえ。各州の近年の傾向に従い、2021年7月5日、オンタリオ州では、ノバスコシア州、アルバータ州、ブリティッシュコロンビア州、ケベック州に続き、州法人について、少なくとも取締役の1人をカナダ居住者とするを義務付ける要件が撤廃されました。これにより、カナダ在住取締役がいない場合に、これらの州にカナダ子会社を設立する必要はなくなり、オンタリオでの会社設立を選択できるようになりました。
連邦法人 vs 州法人	連邦またはオンタリオ州で会社設立をする場合と、ブリティッシュコロンビア州で会社設立をする場合とでは、大きな違いがありますか？	いいえ。法人設立に関する連邦法と州法は実質的にほぼ同じ内容です。ただし、連邦法人の場合、その取締役の少なくとも25%がカナダに通常居住するカナダ市民または永住者である必要があります。
法人の種類	どのような種類の法人を設立すればよいでしょうか？	標準的なカナダのコルポレーション（株式会社）または無限責任会社（ULC）という 2つの選択肢 があります。貴社税務アドバイザーも交えた協議のうえ、最適なアプローチを決定いたします。なお、カナダにはCコルポレーション（C Corps）、Sコルポレーション（S Corps）、LLCは存在しません。
銀行口座	会社設立には銀行口座が必要ですか？	いいえ。また、設立時にカナダ国内に資産を保有する必要はありません。
最低投資額	カナダで会社設立を行うために必要とされる最低投資額はありますか？	いいえ。最低要件はありません。
雇用	雇用法は米国と実質的に同じですか？	いいえ。数多くの重要な違いがあります。たとえば、カナダには随意雇用原則は存在しません。したがって、従業員が就業を開始する前に、雇用契約を慎重に作成して用いることが極めて重要です。弊所では、コスト効率に非常に優れた形でカナダの雇用契約書をご提供いたします。また、弊所は、不当解雇訴訟、人権侵害の申し立て、職場調査など、カナダでの雇用開始後に発生する可能性のある雇用関連のどのような問題についても豊富な経験を有しています。



QRコードをスキャンすると、市場拡大に関する無料の追加資料をご覧ください

フィオナ・ブラウン | パートナー | +1-416-865-3078 | fbrown@airdberlis.com



<https://www.airdberlis.com/people/bio/fiona-brown>



www.linkedin.com/in/fionabrownab

AIRD BERLIS